

コーポレート・ガバナンス / コンプライアンス

コーポレート・ガバナンス

基本方針

日本ケミコンは、株主をはじめとするすべてのステークホルダーに対して経営の透明性並びに経営の効率性を確保することをコーポレート・ガバナンスの基本と考えています。

株主総会、取締役会、監査役会、会計監査人などの法律上の機能に加え、内部統制システムを整備するとともに、決算説明会の開催、適時開示等により経営状況についての情報提供を継続して行うことで、健全性、効率性、透明性の高い経営を実践しています。

企業統治体制の概要

日本ケミコンは、監査役会設置会社です。経営の監視監督と業務執行を明確に分離する目的で2014年6月に執行役員制度の運用を開始し、取締役の人数を削減するとともに、経営の監視監督機能を強化するため、社外取締役を1名招聘しました。また、2015年6月に社外取締役をさらに1名増員し、計2名としています。

加えて、取締役会の機能を補完するため、2015年11月に指名諮問委員会及び報酬諮問委員会を設置しています。指名諮問委員会及び報酬諮問委員会の委員長はいずれも独立社外取締役とし、委員の過半数を独立社外取締

役としています。

監査役につきましては、監査役4名で監査役会を構成し、取締役の意思決定及び執行役員の業務執行の監査並びに日本ケミコン及び国内外子会社の業務や財政状況を監査しています。

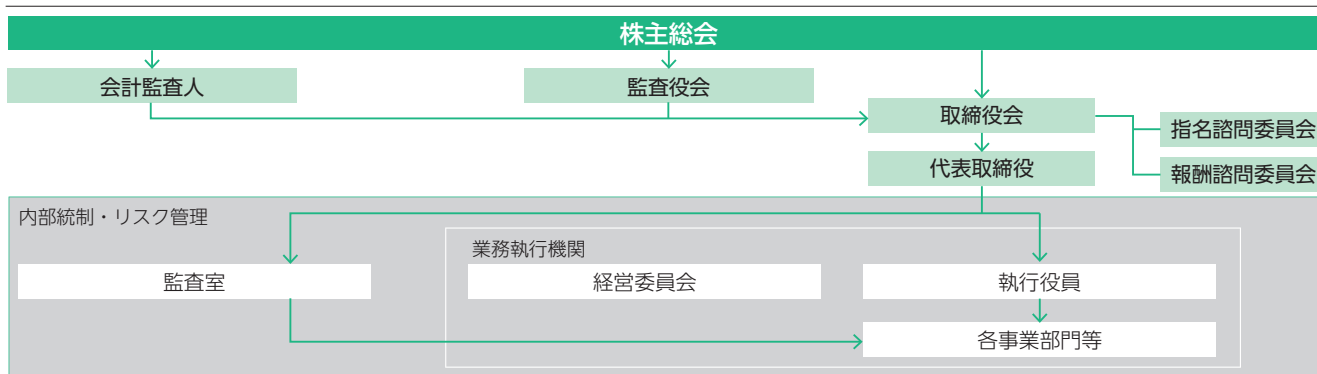
経営の監督・監査機能

日本ケミコンは、執行役員制度を採用し、取締役の業務監視監督機能と業務執行機能の分離を図ることにより、取締役による業務監視監督機能を高める経営をしています。

監査役会は、ガバナンスのあり方と運営状況を監視し、取締役を含めた経営の日常的活動の監視を行っています。具体的には、各監査役は監査役会で定めた監査方針、監査計画等に従い、取締役会への出席、各事業所への訪問等を介して、業務執行の状況及び経営状態の調査・検証等を行い、法令及び定款違反や株主をはじめとするステークホルダーの利益を侵害する事実の有無等について監査を行っています。

また、法令上の機関である監査役に加え、内部監査部門として、代表取締役社長の直轄の機関として監査室を設置しています。監査室は、期中取引を含む日常業務全般について、監視機能の強化を図っています。監査室は、業務活動全般にわたる管理・運営の制度の内部監査を定期的を実施し、業務改善とコンプライアンスの徹底に向けて具体的な助言・提言を行っています。

会社の機関の内容



取締役会	日本ケミコンは、取締役会を少数構成(6名)とすることにより、迅速な経営の意思決定を図るとともに、利害関係のない独立した社外取締役(2名)を招聘し、経営の監視監督機能を強化しています。
執行役員制度	日本ケミコンは、執行役員制度を採用し、取締役会における経営の意思決定及び取締役の業務監視監督機能と業務執行機能の分離を図っています。執行役員は取締役会の決定した事項を実行することにより、経営の意思決定に基づく業務執行を迅速に行います。
監査役会	監査役会は、ガバナンスのあり方と運営状況を監視し、取締役を含めた経営の日常的活動の監視を行っています。
指名諮問委員会	指名諮問委員会は、取締役及び監査役の選任及び解任に関する株主総会の議案の内容並びに執行役員の選任及び解任に関する取締役会の議案の内容について、日本ケミコンが定める「取締役及び執行役員の選任基準」、「監査役の選任基準」に照らし、当該議案の確定前に協議し、その結果を取締役に勧告しています。
報酬諮問委員会	報酬諮問委員会は、同業他社水準、経済・社会情勢等に加え、日本ケミコンの事業規模、従業員の報酬水準、定期的に行われる適切な第三者機関による企業経営者の報酬に関する調査等を参考にし、取締役及び執行役員の報酬に関わる事項等を協議し、取締役会に意見の陳述及び助言を行っています。
経営委員会	機動的な意思決定のために業務執行方針の協議機関である経営委員会を設置し、原則として毎週1回開催して経営上の重要事項を審議しています。

社外役員の選任

日本ケミコンは、取締役6名中2名を社外取締役としています。また、監査役4名中2名を社外監査役としています。

より独立性の高い社外役員による経営の監査監督を実現するため、会社法上の要件に加え、独自に「社外役員を選任するための当社からの独立性に関する基準」を策定し、この基準に基づき社外役員を選任しています。

また、社外役員4名全員を独立役員として東京証券取引所に届けています。

役員報酬

日本ケミコンの取締役の報酬は、業績及び株主の長期的利益との連動性と人材の成長・発展促進の双方を満たす体系となるよう設計・運用し、取締役の企業価値最大化に

向けた意欲をより高めることのできる適切・公正かつバランスの取れたものとするを基本方針としています。

取締役の報酬に関する事項についての決定プロセスは、取締役の報酬決定に係る機能の独立性・客観性を強化する目的で、報酬諮問委員会を設置し、同委員会での協議を経て取締役会で決議することとしています。

なお、業務執行取締役に対する報酬については、月額報酬と単年度の会社業績と個人業績により決定される業績連動報酬から構成しています。また、非業務執行取締役及び社外取締役に対する報酬については、業績連動報酬は相応しくないため月額報酬のみとしています。

監査役に対する報酬等については、月額報酬のみとし、監査役の協議により個別の固定報酬として決定しています。

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		対象となる役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	
取締役 (社外取締役を除く。)	133	133	-	4
監査役 (社外監査役を除く。)	43	43	-	3
社外役員	36	36	-	4
合計	213	213	-	11

(2018年3月期末実績)

コンプライアンス

コンプライアンス推進体制

日本ケミコングループは、「コンプライアンス規程」を始めとする各種コンプライアンスに係わる社内規程を整備すると共に、コンプライアンスの推進・徹底のための責任者としてコンプライアンス統括役員(日本ケミコン管理部を統括する執行役員)をコンプライアンス総責任者として任命しています。このコンプライアンス総責任者のもとコンプライアンス委員会を設置し、当該委員会ではグループ全体の見地から、コンプライアンス方針の策定並びにコンプライアンスに係わる行動計画の策定及びその実施状況のモニタリング等を行っています。また、日本ケミコンの各部門及びグループ各社にコンプライアンス責任者及びコンプライアンス担当者を配置し、コンプライアンスに係わる諸施策の推進・徹底に努めています。

教育・研修の充実及び競争法遵守のための取り組み

日本ケミコンでは、CSR教育の一環として、競争法、インサイダー取引規制等のコンプライアンス研修を新入社員(中途入社者を含む)、管理職、各階層別で実施し、コンプライアンスがあらゆる企業活動の前提となることを教育しています。また、日本ケミコンの各部門及び子会

社ごとに、「日本ケミコングループ行動規範」の周知・徹底のための教育を実施する等、グループ全体でコンプライアンスのための教育・啓蒙活動を推進しています。

また、競争法遵守のための取り組みとして、外部講師(弁護士)を招いて競争法の講習会を開催すると共に、「競争法の遵守に関する基本方針」を始めとする競争法遵守のための社内規程・マニュアル等を整備し、併せて法務担当部門による内部監査を毎年継続的に実施しています。

通報窓口の設置

日本ケミコングループは、「公益通報の取り扱いに関する規程」を定め、従業員等からの相談や内部通報を受け付けるための相談窓口及び通報窓口(日本ケミコン常勤監査役・管理部長)を設け、法令違反等の早期発見・未然防止及び通報者の保護を図るための体制を整備しています。また、コンプライアンス研修では、公益通報の重要性・有効性を説明し、公益通報制度の周知を図っています。

なお、日常業務上の法律相談については、法務部門(日本ケミコン管理部)が窓口となりコンプライアンス上のリスクの未然防止に努めています。